

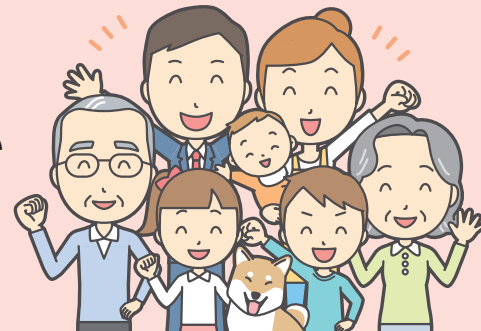
7月1日より

佐野市健康長寿推進条例

を施行します

目的（第1条）

健康づくりの推進に関する基本理念や市の責務、市民等の役割、施策の基本となる事項を定め、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができるよう、健康長寿の実現を目指します



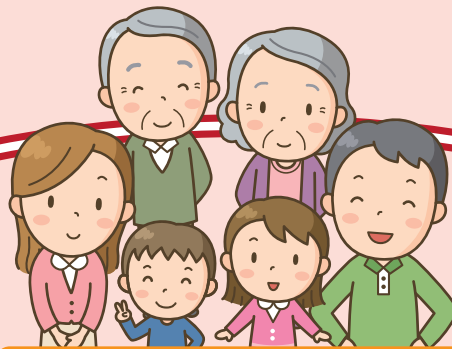
基本理念（第3条）

- 市民は、健康づくりが自らの課題であることを自覚し、健康づくりを主体的に行う
- 市民一人一人が継続的に健康づくりを行うことができる社会環境の整備に努め、多様な主体が連携・協働する

健康づくりの協働の輪

佐野市（第4条）

- 健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進していきます



市民（第5条）

市民一人一人が自覚をもって健康づくりに取り組みましょう

事業者（第9条）

- 従事者への健診・検診受診の促進、心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めましょう
- 市等が実施する健康づくり活動に協力するよう努めましょう

協力企業（第10条）

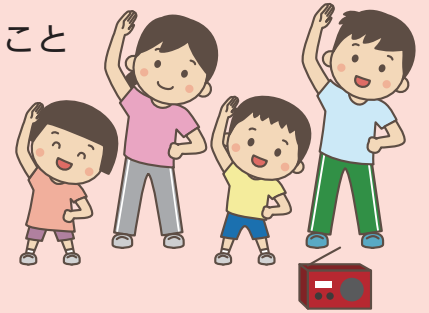
- 健康づくりに関する情報、技術、活動の場を提供するよう努めましょう
- 市等が実施する健康づくり活動に協力するよう努めましょう

関係団体（第6、7、8、11条）

- 健康づくりに資する活動に取り組むよう努めましょう
- 市等が実施する健康づくり活動に協力するよう努めましょう

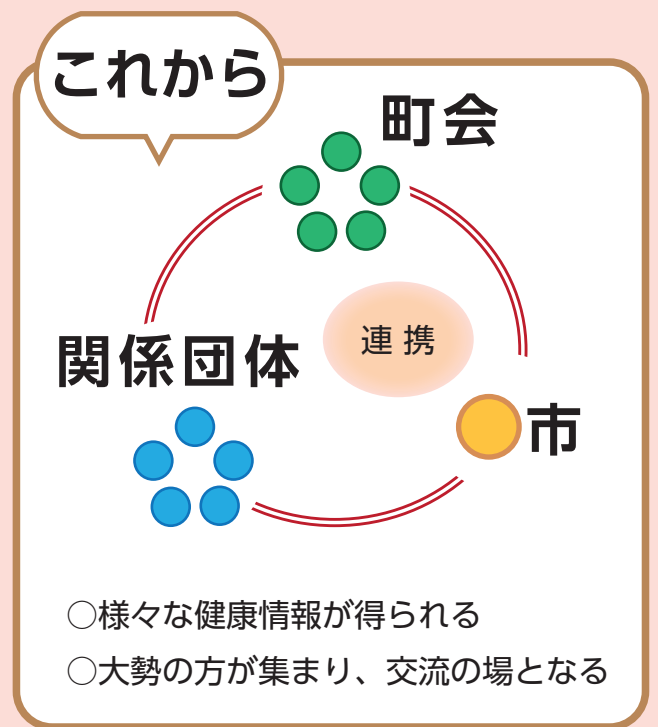
健康づくりに関する施策（第13条）

- 栄養及び食生活に関すること
- 身体活動及び運動に関すること
- こころの健康に関すること
- 喫煙に関すること
- 飲酒に関すること
- 口腔の健康に関すること
- 健康診断、がん検診、保健指導等の疾病対策に関すること
- その他、健康づくりに有用と認められること



協働のイメージ

（例：健康に関するイベント）



募集

佐野市は、健康づくりのために市と協働いただける協力企業等を募集します
健康増進課までご連絡ください



取り組み例

- ・ 市と連携した健康づくり事業の開催
- ・ 健康イベントにおける協賛品の提供
- ・ 顧客に対して健診の受診勧奨 etc..

※協力企業等：市との連携協定締結が必要（事前に書類審査及び協議を行い、要件を満たす場合に限る）

発行日：令和5年4月1日 発行：佐野市健康増進課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL：0283-24-5770 FAX：0283-20-3032 E-mail：shokensenta@city.sano.lg.jp